

行政職・福祉職のための成年後見制度

第4回 日常生活自立支援事業や任意後見制度も勉強しよう



成年後見制度の周辺にある仕組み

成年後見制度の相談に際して、つぎの仕組みについても聞かれたり、こちらからご説明したりすることが多いです。

- 日常生活自立支援制度
- 身元保証会社
- 任意後見制度
- 民事信託（家族信託）
- 未成年後見制度

きょうは、これらの仕組み、制度について、ごくごく簡単に説明します。

日常生活自立支援事業①

1. 福祉サービス利用の支援

- ① 福祉サービス利用の相談・情報提供
- ② 福祉サービスの利用料の支払い
- ③ 福祉サービスに関する苦情解決制度の利用手続き

2. 日常的なお金の出し入れの支援

- ① 年金や福祉手当の受領に必要な手続き
- ② 病院への医療費の支払い手続き
- ③ 生活費に必要な預貯金の出し入れ 等

3. 日常生活に必要な事務手続きの支援

- ① 住民票の届出等に関する行政手続き
- ② 居住家屋の賃借に関する相談・情報提供 等

1回1,200円
生活保護受給者は無料

4. 大切な書類の預かり → 年間3,000円

日常生活自立支援事業②

事業の実施主体：愛知県社会福祉協議会（都道府県社会福祉協議会）

事業対象者：次のいずれにも該当する人

- ・ **判断能力が不十分な方**（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等であって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な方）
- ・ 本事業の**契約の内容について判断し得る能力を有している**と認められる方

⇒ **保佐、補助レベルの方でも契約内容が理解できれば利用可**とされている。

- ① 契約審査会で審査される。
- ② 成年後見との併用は禁止されていない（愛知県ではダメと言われる。）

日常生活自立支援事業③

委託先（実際の窓口）：各**市町の社会福祉協議会**

手続きの流れ：

- ①利用の申込み（相談の受付） 市町の社会福祉協議会
- ②訪問調査 市町村社協**専門員**
- ③**契約締結審査会** 県社協
- ④契約書・支援計画書作成 市町社協の**専門員**
- ⑤サービス提供開始 市町社協の**生活支援員**

日常生活自立支援事業④

【できないこと】

- ・契約の取消しなど（取消権はない）また代行できる範囲は限られている。
- ・施設等の入所契約、治療・入院に関する契約、介護、看護、買い物、掃除等
- ・不動産や預貯金の資産運用等

【お預かりできない物】

- ・貴金属、骨董品、有価証券、書画、宝石、現金等

本人のニーズと判断能力の状況を勘案して、
成年後見制度か日常生活自立支援事業かを選択する
→ ケース検討会に、社協の担当者も出席をお願いしましょう。

成年後見制度と日常生活自立支援事業の比較

成年後見制度		日常生活自立支援事業
法務省 民法	所轄庁 法律	厚生労働省 社会福祉法
認知症、知的障害、精神障害などの理由により、判断能力が不十分な方(補助・保佐)及び判断能力が全くない方(後見)	対象者	認知症、知的障害、精神障害などの理由により、判断能力が不十分な方であり、なおかつ、本事業の契約内容について、判断し得る能力を有していると認められる方(判断能力が全くない方は対象ではありません)
家庭裁判所が選任した、補助人・保佐人・後見人	援助者	市区町村社会福祉協議会の職員(専門員、生活支援員)
本人、配偶者、4親等内の親族、市区町村長、検察官、任意後見人等が家庭裁判所へ申立て	手続きの開始	社会福祉協議会への相談(本人、家族、関係機関から)実施主体は、都道府県・政令指定都市社会福祉協議会。市町村社協に一部委託。
医師の診断書を家庭裁判所に提出(必要に応じて、鑑定を行うことがあります)	意思能力の確認・審査や鑑定・診断	「契約締結判定ガイドライン」により確認。困難な場合、契約締結審査会で審査(都道府県社協に設置)
本人が負担(金額については、家庭裁判所が決定)、困窮者には公費助成あり	利用中の費用	本人負担 生活保護世帯は公費負担あり
家庭裁判所、成年後見監督人	監督機関	運営適正化委員会(都道府県社協に設置)

水戸市社会福祉協議会のホームページの内容を一部改変。https://www.mito-syakyo.or.jp/soudan/kouken_different.html

身元保証会社①

事業の特徴

- ① 契約主体は加齢等により**判断能力が不十分**になることも想定される高齢者
- ② **死後のサービス**を含み、契約期間が長期
- ③ サービス提供方法、費用体系が多様
- ④ **契約金額が高額**で、一部費用の支払いはサービスの提供に先行
- ⑤ 契約内容の**履行を確認しにくい**

消費者保護の必要性が高い

実態(主な調査結果)

【事業者の取組】

- ① 契約内容の重要事項説明書を作成している事業者は少数
- ② 預託金を法人の代表理事の個人名義の口座で管理する例
- ③ 利用者の判断能力が不十分になった後も成年後見制度に移行していない例
- ④ 契約履行の確認を契約書に規定
- ⑤ 契約書に解約条項がない例
- ⑥ 遺言書の内容が本人の意思と異なる例

【地方公共団体等の取組】

- ・住民への情報提供が低調

留意すべき事項・対応の方向性

- ① 公正な契約手順の確保
- ② 預託金の管理方法のルール化
- ③ 成年後見制度への円滑な移行
- ④ 契約履行の確認や担保は個々の事業者だけでは対応に限界
- ⑤ 解約時の返金ルールや費用
- ⑥ 料金内容の一層の明確化
- ⑦ 寄附・遺贈における本人の自由な意思の尊重と判断能力の確認
- ⑧ 啓発資料の充実・周知

事業運営の健全性及び継続性の確保、高齢者が安心して利用できる仕組みが必要

身元保証会社②

いわゆる「身元保証会社」は、**監督機関がないため不適切な事例もあり、団体が経営破綻するケースもあるので、慎重に検討するよう**厚生労働省も通知をだしている。

安城市が、NPO法人と癒着していると裁判で指摘されたケースもある。

契約していた母親が死亡した直後に、通常残高の全額を引き下ろされて、何の費用か説明がないケースもある。

身元保証会社との契約となるので、そもそも本人に適切に契約ができる能力があるかが問われる。



身元保証会社③ 厚生労働省の通知など

◆ 「身元保証人等がないことのみを理由に医療機関で入院を拒否することについて」平成30年4月27日厚生労働省医政局長通知
<https://www.mhlw.go.jp/content/000516183.pdf>

◆ 「市町村や地域包括支援センターにおける身元保証等高齢者サポート事業に関する相談への対応について」平成30年8月30日厚生労働省老健局高齢者支援課・振興課通知
https://www.cao.go.jp/consumer/iinkai/2018/285/doc/20180912_shiryoku1_2.pdf

◆ 「身元保証等の高齢者サポート契約をめぐるトラブルに注意」日本弁護士連合会リーフレット
https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/activity/human/aged_shien/mimoto_hoshou.pdf

◆ 身寄りがない人で意思決定が困難な人への支援に関する 地域医療機関ガイドライン (JA愛知厚生連 江南厚生病院)
https://konankosei.jp/wp/wp-content/uploads/2025/02/20250206_chiikiiryouguidelines202412.pdf

任意後見制度①

本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる方や将来その方に委任する事務（本人にの生活、療養看護及び財産管理に関する事務）の内容を**定めて**おき、本人の**判断能力が不十分になった後に**、任意後見人がこれらの事務を本人に代わって行なう制度



しっかりしているときに、自分で、後見人を選びます。判断能力がなくなってきたときにやってもらいたいことを契約書にします。

この契約は、後見監督人がつかないと、効力が発生しません。判断能力に心配がでてきたら、家庭裁判所に、後見監督人選任の申立をします。

※任意後見が適切に行われているか、判断能力がおちた本人に履行を確認できないので、後見監督人をつけます。

後見監督人がいたら、後見人が仕事を始めます。

認知症にならなかつたら、任意後見契約は、発動しないで終わることになります。

任意後見契約②

【将来型】（基本型）

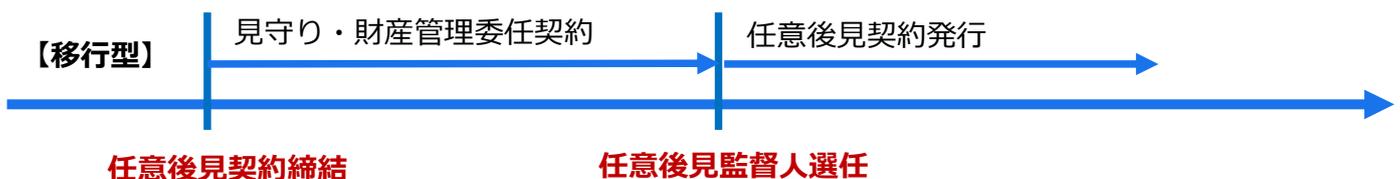
委任者が、将来判断能力が低下した時点で初めて任意後見による保護を受けようとする場合

【移行型】

判断能力があるときから、見守りや財産管理の事務委任契約をしておき、判断能力が衰えたときには、任意後見契約が発動する場合（通常の委任契約と任意後見契約を同時に締結）

【即効型】

契約締結直後に、任意後見監督人の選任を申立て、任意後見がスタートする場合



・判断能力が十分あるときに、弁護士、司法書士に相談しましょう。

民事信託①

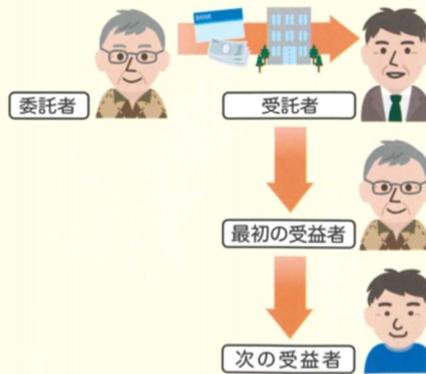
民事信託

信託を活用すれば、将来的に判断能力がなくなることに備えて、あらかじめ財産の管理を任せることができたり、自分の亡き後、残された家族のために財産を自分の意思のとおりに使うことができます。財産の規模は問いません。



信託の基本的な仕組み

- ① 財産を持っている方(委託者)が、ある方(受託者)に自分の財産の管理を任せる。
- ② ある方(受託者)は、他の方(受益者)のために財産を管理する。
- ③ 他の方(受益者)は、元々財産を持っていた方(委託者)と同じでもかまわない。



出所：日本弁護士連合会リーフレット「民事信託を活用した人生設計」（2023.7版）

民事信託② どんな場面で

	①元気なとき	②判断能力の低下	③死亡・相続	④次世代への承継
身上保護	(見守り契約)	法定後見	(死後事務委任契約)	
財産管理	財産管理契約	任意後見* *元気なときに契約する 必要あり	遺言	
民事信託（家族信託）				

出所：日本弁護士連合会リーフレット「民事信託を活用した人生設計」（2023.7版）から、けんよごが一部加筆変更

民事信託② メリットと注意点

○メリット

- ・財産を守るだけでなく、本人や家族のために財産を「活用」できる
- ・家庭裁判所などの監督がないので、財産の利用の自由度が高い

①注意点

- ・財産の管理のための制度なので、介護サービスなどは、後見もあわせて利用する
- ・信託に利用できない財産(年金など)がある



例えばこのように使えます！

- ・判断能力が低下した後の財産管理の方法として使えます。
- ・亡くなった後の財産の分配方法を決めておくことで、**遺言と同じ役目**も果たします。
- ・最初の受益者を自分にし、次の受益者を家族にすることで、**次世代、次々世代まで**財産の管理を決めておけます。

出所：日本弁護士連合会リーフレット「民事信託を活用した人生設計」（2023.7版）

民事信託④ まとめ

- ・法律だけでなく、税、資産運用など、専門的な知識とスキルが求められるので、専門家と相談するのが無難（費用は、数十万円～100万円程度、らしい）
- ・基本的に、資産のあるご家族向けの制度（と思われる）。
- ・あくまで財産管理の仕組みなので、福祉的な身上保護の仕組みは、別に必要となる。

参考：下記の動画が分かりやすいです。

【初心者向け】家族信託とは？仕組みや手続き方法をわかりやすく解説
 税理士法人 上原会計事務所

<https://youtu.be/akYoJQT0iZw?si=4u4VgNJTr9P8ibn6>



未成年後見制度①

未成年者は、原則として父母の親権に服し、未成年者の監護教育（生活環境の整備、未成年者の教育など）や財産管理の方針は、**親権者が決定する権利と義務**を負っています。

しかし、**親権者の死亡・行方不明などにより親権者が不在となった場合**、それを放置しておく、未成年者が十分な監護や教育を受けられなかったり、財産が失われてしまうおそれがあります。このような場合、**親権者に代わって未成年者の監護や教育を行ったり、財産を管理する**後見人を選任し、未成年者を保護するのが未成年後見制度です。

出所：大津裁判所 <https://www.courts.go.jp/otsu/vc-files/otsu/file/miseinenkouken04Q1.pdf>

未成年後見②

申立てができる人

未成年者の親族、未成年者本人(意思能力がある場合に限る)、利害関係人（児童相談所長や里親等）

生活保護を受けている場合の福祉事務所長

生活保護法 第81条 被保護者が未成年者又は成年被後見人である場合において、親権者及び後見人の職務を行う者がいないときは、保護の実施機関は、すみやかに、後見人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。

成年年齢の直前になれば、18歳になっていなくても（17歳半年ぐらいから）、成年後見制度での申立てが可能と聞きます。もっとも、知的障害などがある場合です。

アンケート

質問等があれば、アンケートに御記入ください。

できるだけ、グループワークのときなどの機会に回答いたします。

また、メールアドレスを記入していただければ、メールで回答します。

行政・福祉職のための成年後見制度 第4回 アンケート

